

令和8年10月1日
横 浜 税 関

関税法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令に基づく
税関官署の管轄及び税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第1項第2号及び同条第2項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）第30条第1項第2号及び同条第2項の規定に基づく、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署（以下「税関官署」という。）の管轄並びに税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について、「関税法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令に基づく税関官署の管轄及び税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について（令和8年総掲示第119号）」による公告の内容を含めた現行のものは下記のとおりです。

記

- 1 関税法施行令第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第1項第2号の規定に基づく税関長が指定する税関支署監視署は、千葉税関支署銚子監視署及び横須賀税関支署三崎監視署とする。
- 2 税関官署の管轄は、別表第1の管轄区域によるものとする。
- 3 税関官署の長に対して、関税法施行令第92条第2項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第2項に掲げる権限以外に委任する権限は、別表第2のとおりとする。
- 4 税関官署の長に対して、関税法施行令第92条第2項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第2項に掲げる権限のうち委任しない権限は、別表第3のとおりとする。

別表第1 税関官署の管轄

税関官署名	管轄区域
仙台塩釜税関支署 石巻出張所	石巻市並びに東松島市のうちあおい一丁目から三丁目まで、赤井、大塩、大曲、小松、みそら一丁目、みそら二丁目及び矢本並びに牡鹿郡
仙台塩釜税関支署 気仙沼出張所	宮城県のうち 気仙沼市及び本吉郡
小名浜税関支署 相馬出張所	福島県のうち 相馬市、南相馬市及び相馬郡
小名浜税関支署 福島空港出張所	福島県のうち 須賀川市及び石川郡玉川村のうち、福島空港
鹿島税関支署 日立出張所	茨城県のうち 水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市及び那珂市並びに東茨城郡のうち大洗町及び城里町、那珂郡及び久慈郡
鹿島税関支署 つくば出張所	茨城県のうち 土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市及び小美玉市（百里飛行場を除く。）並びに東茨城郡のうち茨城町、稲敷郡のうち阿見町、結城郡、猿島郡及び北相馬郡
鹿島税関支署 茨城空港出張所	茨城県小美玉市のうち 百里飛行場
横浜税関 宇都宮出張所	栃木県
千葉税関支署 船橋市川出張所	千葉県のうち 市川市（原木及び原木一丁目から原木四丁目までを除く。）、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市
千葉税関支署 木更津出張所	千葉県のうち 館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市及び南房総市並びに安房郡
千葉税関支署 姉崎出張所	千葉県のうち 市原市のうち、五井海岸、五井南海岸、千種海岸、姉崎海岸、岩崎、岩崎西1丁目、玉前、玉前西1丁目から玉前西3丁目まで、出津西1丁目、松ヶ島、松ヶ島1丁目及び松ヶ島2丁目、松ヶ島西1丁目、青柳、青柳1丁目から青柳3丁目まで、青柳北1丁目から青柳北4丁目まで、今津朝山及び千種1丁目から千種7丁目まで並びに袖ヶ浦市
横浜税関 大黒埠頭出張所	神奈川県のうち 横浜市鶴見区（川崎税関支署の管轄に属する地域を除く。）
横浜税関 本牧埠頭出張所	神奈川県のうち 横浜市中区のうち、新山下一丁目から新山下三丁目まで、本牧ふ頭、錦町、かもめ町、豊浦町（1番、1番2及び13番を除く。）、南本牧、本牧十二天、本牧原、本牧宮原、本牧元町、本牧大里町及び本牧三之谷
横浜税関 国際園芸博覧会出張所	神奈川県のうち 横浜市旭区及び瀬谷区のうち、2027年国際園芸博覧会会場

横浜税関 川崎外郵出張所	神奈川県川崎市川崎区東扇島のうち 郵便法（昭和22年法律第165号）第2条に規定する者が国際郵便の 業務を行う事業所内
千葉税関支署 銚子監視署	千葉県のうち 銚子市、旭市（秋田、入野、大久保、鎗木、神田、櫻井、さくら台、清 和乙、清和甲、関戸、関戸下、東和田、長部、舟戸、萬歳、萬力、溝原、 南堀之内及び米込を除く。）及び匝瑳市並びに山武郡横芝光町
横須賀税関支署 三崎監視署	神奈川県のうち 三浦市

別表第2 関税法施行令第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第2項に掲げる権限以外に委任するもの

	税関出張所					税関支署出張所										税 支 監	関 署 視 察
	宇都宮	大黒埠頭	本牧埠頭	国際園芸博覧会	川崎外郵	石巻	気仙沼	相馬	福島空港	日立	つくば	茨城空港	船橋市川	木更津	姉崎	銚子	三崎
1 法第1章（総則）中次に掲げる規定に基づく権限																	
(1) 法第2条の3（災害等による期限の延長）の規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 法第3章（船舶及び航空機）中次に掲げる規定に基づく権限																	
(1) 法第16条（貨物の積卸し）の規定						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
(2) 法第23条（船用品又は機用品の積み込み等）の規定					○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
(3) 法第24条（船舶又は航空機と陸地との交通等）第1項中指定地外交通許可、同条第2項の貨物の授受を目的とする交通の許可及び同条第4項の船舶間交通許可に係る規定						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
(4) 法第24条第1項中指定地外での貨物積卸しの許可に係る規定		○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
(5) 法第20条（不開港への出入）第1項の規定						○	○	○	○	○		○		○		○	○
(6) 上記(1)～(5)以外の規定。ただし、法第24条第1項中船舶又は航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定に係る規定並びに関税令第15条第1項第4号の貨物の積卸しについて必要と認める呈示書類の指定に係る規定を除く。						○	○	○	○	○		○		○			○
3 法第4章（保税地域）中次に掲げる規定に基づく権限																	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別表第3 関税法施行令第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第2項に掲げる権限のうち委任しない権限

	税関出張所					税関支署出張所										税 支 監	関 署 視 署
	宇 都 宮	大 黒 埠 頭	本 牧 埠 頭	国 際 園 芸 博 覧 会	川 崎 外 郵	石 巻	気 仙 沼	相 馬	福 島 空 港	日 立	つく ば	茨 城 空 港	船 橋 市 川	木 更 津	姉 崎	銚 子	三 崎
1 法第2章（関税の確定、納付、徴収及び還付）及び第6章（通関）の規定に基づく権限関係																	
(1) 定率法第15条第1項第1号に掲げる学術研究用物品で同条の免税が認められるものの輸入手続に係る権限						/	/	/		/			/	/	/	/	/
(2) 定率法第15条第1項第8号に掲げる航空機機器等で同条の免税が認められるものの輸入手続に係る権限						/	/	/					/	/	/	/	/
(3) 定率法第15条第1項第9号に掲げる物品で同条の免税が認められるものの輸入手続に係る権限		/	/	/		/	/	/		/			/	/	/	/	/
(4) 定率法第19条第1項の規定により戻し税が認められる貨物の輸出手続に係る権限		/	/	/													
(5) 定率法第19条の2第2項の規定により戻し税が認められる貨物の輸出手続に係る権限		/	/	/													
(6) 暫定法第4条の規定により免税が認められる航空機及びその部分品並びに税関長の承認を受けた工場においてこれらの製作に使用する素材のうち、本邦で製作困難と認められるもので政令で定めるものの輸入手続に係る権限						/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/

[illegible]

[illegible]

注1 税関出張所、税関支署出張所及び監視署欄中、斜線はその区分が委任されないことを示す。

注2 別送品の通関手続に係る権限を除く。

注3 積込承認を行った外貨船用品(燃料に限る。)を、当該承認を行った税関官署において不用船用品として国内に引き取る場合の輸入手続に係る権限を除く。